

新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則をここに公布する。

平成19年1月17日

新潟市人事委員会委員長 丸山 正

新潟市人事委員会規則第2号

新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第12条第8項の規定に基づき、人事委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事委員会の会議に関すること。
- (2) 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- (4) 人事記録の管理に関すること。
- (5) 人事に関する統計報告に関すること。
- (6) 競争試験、選考その他の任用に関すること。
- (7) 職階制に関すること。
- (8) 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度に関する調査研究に関すること。
- (9) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- (10) 給与の支払いの監理に関すること。
- (11) 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- (12) 勤務条件の措置要求に関すること。

(13) 不利益処分についての不服申立てに関すること。

(14) 職員の苦情処理に関すること。

(15) 管理職員等の範囲に関すること。

(16) 職員団体の登録に関すること。

(17) 労働基準監督機関の権限行使に関すること。

(18) 公印の管理に関すること。

(19) 文書の収受、発送及び保存に関すること。

(20) 事務局職員の人事、給与及び服務に関すること。

(21) 事務局の予算、決算その他庶務に関すること。

(職名)

第3条 事務局長その他の事務職員の職名は、主事及び主事補とする。

(職制)

第4条 事務局に事務局長、次長及び次長補佐を置く。

2 事務局に参事、副参事、主幹、副主幹、主査及び副主査を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、人事委員会の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐するとともに、事務局長の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長補佐は、上司を補佐し、その命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 参事、副参事及び主幹は、上司の命を受けて特命事項をつかさどる。

5 前各項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

(担当事務)

第6条 参事の担当事務は、事務局長が定める。

2 前項の職員を除く職員の担当事務は、事務局長が定める。

(準用)

第7条 事務局の職員の服務及び事務処理等については、別に定めるもののほか、市長の事務部局の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年1月11日から適用する。